

食材料費（副食費＝おかず代）の取扱について

新制度幼稚園、認定こども園、私立保育園を利用し、一定の条件を満たした場合、副食費（おかず代）を免除する制度があります。主食（白ごはん）は岩沼市独自制度により無償で提供しています。※一部施設では主食費（ごはん代）の保護者負担があります。

○免除対象

副食費（おかず代）

○免除対象者

- ・ 年収360万円未満相当世帯※の児童
 - ・ 第3子以降の児童
- ※市階層 A～C5 及び要保護世帯（ひとり親世帯、障がい児（者）のいる世帯）における市階層 A～C6 に該当する世帯

副食費は、3歳児クラス（1号のみ満3歳児クラス）から発生する費用です。2歳児クラスまでは保育料に含まれています。

	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当の世帯の児童	免除対象		
年収360万円以上相当の世帯の児童	保護者負担		

★対象者算定について

- ・ 世帯年収360万円未満相当であるか否かの確認は、4月と9月に行います。利用者負担額（保育料）と同様に、保護者等※の市町村民税所得割額の合計額によって確認します。
※保護者等：児童の父母（事実婚含む）を言います。父母が市町村民税非課税の場合のみ同居の祖父母等を含みます。
- ・ 多子（第3子以降）の範囲は次のとおりです。
新制度幼稚園、認定こども園（1号）…小学校3年生までの子ども
私立保育園・認定こども園（2号 ※3歳児クラス以上）…小学校就学前までの子ども

★保護者の皆様へのお願い

- ・ 次のような場合には、手続きが必要です。
 - ① 世帯構成に変更があった場合…「子どものための教育・保育給付認定申請内容変更届」を提出
 - ② 保護者の税額に変更があった場合…市役所子ども福祉課へ連絡
 手続きにより世帯全体の市町村民税額が変更となり、免除対象となる場合または対象外となる場合には、市役所子ども福祉課から通知します。

食材料費（副食費）の金額や納付方法

等の詳細については、現在通っている施設

にお問い合わせください。

問い合わせ

岩沼市役所子ども福祉課 保育支援係

電話 0223-23-0826

